

船舶事故調査報告書

令和4年6月1日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（令和3年2月28日 21時ごろ）
発生場所	不明（高知県黒潮町佐賀漁港付近）
事故の概要	漁船大希丸は、しらすうなぎ漁の操業中、船長が落水して溺死した。
事故調査の経過	令和3年3月5日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わない。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 大希丸、0.6トン KO3-50271（漁船登録番号）、個人所有 5.16m（Lr）×1.78m×0.65m、FRP ガソリン機関、30kW（動力漁船登録票による）、平成12年12月12日
乗組員等に関する情報	船長 79歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年10月31日 免許証交付日 平成30年3月12日 （令和5年12月21日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 雨、風向 西北西、風力 2 海象：うねり 波向南東、波高約2m、水温 約17℃
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、しらすうなぎ漁の目的で、令和3年2月28日17時00分ごろ自宅を出て、佐賀漁港（以下「本件漁港」という。）を出港した。 船長が所属する漁業協同組合（以下「本件漁協」という。）の組合員は、21時ごろ伊与木川河口から本件漁港内の漁場（以下「本件漁場」という。）を東西に移動しながら単独でしらすうなぎ漁を行っている船長を認めた。 船長の家族は、3月1日朝になっても船長が帰宅しないので本件漁協の僚船に連絡し、捜索を始めたところ、07時05分ごろ、本件漁

	<p>港南方沖で、船外機が作動し、航海灯を表示した状態の本船を認め、僚船により、本件漁港にえい航された。</p> <p>船長は、僚船に加え、本件漁協から通報を受けて来援した海上保安庁、警察署及び消防署により捜索が行われていたところ、10時00分ごろ、僚船により、本件漁場南東方沖で、うつ伏せ状態で海面に浮いているところを発見された。</p> <p>船長は、救助されて本件漁港に移送された後、搬送された病院の医師により死亡が確認され、司法解剖の結果、死因が短時間での溺死、死亡推定時刻が2月28日21時ごろと検案された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
その他の事項	<p>しらすうなぎ漁は、潮や月齢によって作業時間が決められており、本事故当日は、2月28日17時00分から3月1日06時30分までの採捕が可能であった。</p> <p>しらすうなぎ漁は、通常、錨などを入れ、集魚灯で海面を照らし、泳いで来たしらすうなぎを網で採捕するが、発見時、本船の錨は使用されていない状態であった。</p> <p>本船は、船外機が中立状態で、船体には衝突痕などの損傷は認められなかった。</p> <p>船長は、発見された際、青色のカップ上下、長袖シャツ、長ズボン、靴下を着用しており、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>船長の携帯電話は、本事故後、船長が着用していたシャツ内ポケットから、防水パックに入れられていない状態で発見された。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>船長は、医師により、死亡推定時刻が2月28日21時ごろと検案されたことから、21時ごろ溺死したものと推定される。</p> <p>船長は、28日17時00分ごろ自宅を出て、本件漁港を出港した後、21時ごろ本件漁場を東西に移動しながら単独で作業を行っている状態が目撃され、また、本船が発見された際、船外機が中立状態で、航海灯を表示し、船体には衝突痕などの損傷は認められなかったことから、17時から21時の間において、しらすうなぎ漁の作業中に船長が落水したものと考えられる。</p> <p>船長は、救命胴衣を着用していなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、本件漁場において、作業中、船長が落水して溺水したことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・舷縁の低い小型漁船に単独で乗船する漁船船長は、舷縁など固定

	<p>部を掴んで、姿勢を低くするなどして落水しないよう注意すること。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 小型船舶の乗船者は、常時、救命胴衣を着用すること。・ 単独で乗船する漁船船長は、防水パックに入れるなどの防水処置を施した携帯電話を常に身に付け、緊急時の連絡手段を確保しておくこと。
--	--

付図1 事故発生場所概略図

